

令和8年度前橋市食品衛生監視指導計画に関する パブリックコメント（意見募集）実施結果

意見募集期間 令和8年2月2日（月）から2月27日（金）まで
意見提出者 2団体（①3件、②3件）

パブリックコメントよりいただいた意見について、前橋市の考え方は下表のとおりです。意見をもとに計画内容を確認し、「令和8年度前橋市食品衛生監視指導計画」を策定しました。

いただいた意見等に対する本市の考え方

【意見等】

P7（2）食品衛生法の改正に伴う周知及び対応

HACCPに沿った衛生管理を行うことは食品安全にとって重要なことですが、事業者の負荷がかかることも事実です。PDCAが継続するように監視・指導するとともに、継続した支援をお願いします。また、未だ整備されていない施設についても早期導入を進めてください。

【本市の考え方】

HACCPに沿った衛生管理の定着を図るため、監視・指導や相談窓口による周知・啓発を継続して行います。併せて、事業者の規模や実情に応じた段階的な導入支援を進め、必要に応じて個別相談、記録様式の提示、講習の実施等を組み合わせながら、早期の体制整備を支援していきます。

【意見等】

P7（3）食品表示法に基づく適正表示の推進

「くるみ」についての指導に加え、特定原材料として追加となるカシューナッツ、「特定原材料に準ずるもの」としてアレルギー表示を推奨する品目となるピスタチオについて広報、指導を行ってください。

食品表示法に基づく適正表示の推進（アレルギー表示への対応）に対する要望
・「くるみ」追加による包装資材切替の猶予期間が終了するため、中小事業者向けに統一サンプルや相談窓口の設置など、技術的支援を強化してほしい。

【本市の考え方】

食物アレルギーの未然防止には、事業者の正確な制度理解と適切な表示が不可欠です。消費者庁では、令和8年4月1日施行予定の食品表示基準改正において、カシューナッツを特定原材料（義務表示）、ピスタチオを特定原材料に準ずるもの（推奨表示）に追加する方針が示されています。本市としては、正式通知の内容を踏まえ、最新基準に基づく表示相談、周知資料の更新、説明会の開催等により、事業者が円滑に移行できるよう支援します。また、県を含む関係機関と連携し、日常の相談対応や講習機会を通じて、継続的な啓発にも努めます。

【意見等】

P 9 第 7 情報の提供及びリスクコミュニケーションに関する事項

市民への情報提供について、ホームページ、広報前橋による情報提供が中心になると思いますが、SNS、YouTube 等での情報発信を行い、年齢を問わず多くの市民に情報が伝わるようにしてください。

また、リスクコミュニケーションが停滞することが無いように、現在の取組みも含めて、十分に検証を行ってください。リスクコミュニケーションを強化し、行政・事業者・消費者が協力して、食の安全・安心に対して課題を解決していくことを望みます。

【本市の考え方】

情報提供とリスクコミュニケーションは、食の安全確保に不可欠と認識しています。従来の市ホームページや広報紙に加え、可能な範囲で SNS・動画配信等の活用も検討します。また、年齢層やデジタル利用状況の違いに配慮し、紙媒体（チラシ・ポスター・回覧）とデジタル媒体（Web 等）、さらに対面の出前講座等を組み合わせ、幅広い層に情報が届くよう取り組みます。あわせて、県・関係部局・関係団体と連携し、行政・事業者・消費者が協力して課題解決を図っていきたいと考えています。

【意見等】

営業施設への監視指導（監視ランク分け・目標件数設定）に対する意見

・監視対象施設を 5 ランクに分類する評価指標と件数目標の根拠が不明瞭なため、基準と算出方法を具体的に公表してほしい。

【本市の考え方】

監視ランクは、別表 1 に示す業種、取扱食品、設備・衛生管理状況、過去の違反歴等を総合的に評価して設定しています。また、目標件数はランクごとの標準監視頻度と市内施設数等を踏まえて算定しています。なお、監視ランクの区分及び目標件数の考え方は群馬県と同様であり、県と連携して運用しています。

【意見等】

情報提供及びリスクコミュニケーション（検査結果・講習会等の公表）に対する質問

・四半期ごとに公表する食品検査結果の公開スケジュールおよびフォーマット（PDF・Web 表形式など）を、いつ・どの媒体で確認できるのか教えてほしい。

【本市の考え方】

四半期ごとに取りまとめ後、速やかに市ホームページへ PDF 形式で公表することを基本としています。ただし、検査項目数により結果判明までに一定期間を要するものもあるため、一律の公表時期は設けておらず、取りまとめ状況に応じて順次公表します。